

静情審第7号
平成19年5月28日

静岡県収用委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年12月6日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

不動産鑑定評価書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第150号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県収用委員会が部分開示決定において非開示とした部分のうち、取引時点（取引時点の年が判明する部分を含む。）の「年」については開示すべきである。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 18 年 10 月 4 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県収用委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「実施機関が命令した静岡空港整備事業の土地収用に関する土地鑑定書」の開示を請求し、平成 18 年 10 月 5 日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「静岡空港整備事業における土地収用事件の不動産鑑定評価書」2 通（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 18 年 10 月 18 日、実施機関は、本件公文書の情報が条例第 7 条第 6 号（事務又は事業に関する情報）に該当するとして非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 18 年 11 月 8 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 18 年 11 月 22 日、実施機関はこれを受け付けた。
- (5) 平成 19 年 2 月 14 日、実施機関は、静岡空港整備事業に係る裁決が完了し、本件公文書が条例第 7 条第 6 号に該当しなくなったことから、取引事例地に関する情報で条例第 7 条第 2 号（個人情報）に係る部分を除き、その余の部分を開示するとした部分開示決定（以下「本件変更処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (6) 平成 19 年 2 月 20 日、実施機関は、本件変更処分にに基づき、本件公文書の一部を異議申立人に開示した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の全部を開示するとの決定を求めるものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件公文書を「事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、非開示決定をしたが、これは次の点でまったくの誤りである。

ア 実施機関に静岡県空港整備事業の起業者である静岡県が提出した不動産鑑定書は、静岡県不動産鑑定士協会の中から 2 人を選んで行ったが、不動産鑑定士協会の 1 人から、当該不動産鑑定評価書は、静岡県と不動産鑑定士協会との癒着関係が認められると発表され、審理の中でも、その不公正さが具体的に指摘されている。起業者の提出した鑑定は、損失補償額算定のための正当性を喪

失している以上、補償額算定の基礎となるのは、実施機関が職権で取得した本件公文書以外にはない。逆に、開示しないことにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼしている。

イ 静岡県と不動産鑑定士協会との癒着がないということが明らかにならない以上、たとえ実施機関が独自に命令して調査のために行った不動産鑑定であっても、影響力がないとはいいきれない。そうしたことを明らかにするためにも、本件公文書を公にすべきである。

ウ 本体部分の収用委員会審理において、実施機関が職権で求めていた本件公文書を審理の場で公開し、審理にのせるよう請求した。しかし、実施機関は、これを拒否した。改正された土地収用法の逐条解説書では、開示して公開審理の場にのせることの必要性を説明している。憲法第 29 条第 3 項では「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」と規定されており、本件公文書が公開されていないことは、審理においてもまた、憲法にいう正当な補償もないがしろにされるという点で、適正な遂行に支障を及ぼしているということは明白である。

実際、本体部における審理においては、開示されないことによって収用手续の上で権利者にはなんら陳述・主張の機会が与えられなかったし、本件公文書の内容によってはそれに対する反論の機会も与えられないという手続上の違法がはっきりしている。これは事業の適正な遂行に大きな支障があったといわざるを得ない。

(2) 当該公文書の開示請求を行ったのは、条例第 7 条第 2 号ただし書イの非開示情報の例外として開示すべきものと定められている「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である」ものとしてである。実施機関の異議申立ての理由に対する意見では、条例に基づく公文書の開示に当たって、請求理由が非開示決定処分の判断とは何ら関係ないとしているが、本件公文書は公にすることが必要な情報であるものであり、非開示処分にしたことで、それに反論した部分だけを述べてこうした理由をつけることは意図的に情報公開の必要性を捻じ曲げたものであって、承服できないものである。

(3) 本件変更処分はあったが、開示されたとしても本件処分は出ているわけで、非開示だというその時点での話は残る。

本件処分の処分時点での決定についての判断を求める。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開条例第 7 条第 6 号にいう「県の機関が（中略）行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たる非開示情報を含み、かつ、その全体にわたり、不動産の鑑定評価に関する判断理由、根拠資料等が記載されていて、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないことから、同条例第 11 条第 2 項に基づき、その全部を非

開示としたものである。

収用委員会は、土地収用法に基づき、収用又は使用に伴う補償金の額を「通常人の経験則及び社会通念に従って、客観的に認定」(最高裁平成9年1月28日判決)し、裁決を行う機関である。

当委員会が行う審理は、裁決をするに当たり当事者の意見・主張を聞くための場であり、当事者間における協議や議論の場ではないが、現に審理を行っている期間中に職権で依頼し、収集した本件公文書を公にすることは、審理が本件公文書をめぐる議論の場となり、当事者自らの率直な意見を聴取するという審理の本質が損なわれ、中立的な立場で心証を形成し、客観的に補償金の額を認定するという当委員会の事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼすおそれが大きいものといわざるを得ない。

よって、条例第7条第6号に該当すると判断したものである。

- (2) 本件異議申立人は、静岡空港整備事業における土地収用事件の審理において、権利者が当委員会に対して求めた本件公文書の開示を当委員会が拒否し、これにより権利者の陳述、主張、反論の機会を奪った点に手続上の違法があり、この非開示の対応にこそ事業の遂行に大きな支障があるもので、当委員会が、本件公文書を開示することにより事業の遂行に大きな支障があるとして行った本件処分は的外れであるとして異議を申し立てている。

しかし、条例に基づく公文書の開示に当たっては、開示請求者の属性(収用対象地の権利者か否か)及び請求の目的(収用事件の審理における非開示処分の補完性、代替手段性)は、開示の適否を判断する際に考慮すべき事項ではなく、本件異議申立人が異議申立ての理由としている、「土地収用事件における鑑定書の非開示という審理指揮での手続上の違法」という点は、条例に基づく非開示決定処分の判断とは何ら関係がないものであるから、異議申立てには理由がない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 審査の対象

異議申立人は、本件処分の妥当性について判断を求めているが、異議申立てに係る本件処分については、実施機関において、既に本件変更処分を行っており、開示された部分については、異議申立ての理由は消滅したと解される。

しかし、本件変更処分は、本件処分による非開示部分の範囲を縮小しているに過ぎないものであるから、本件公文書中のなお非開示とされている部分についての異議申立てが維持されているものと解すべきである。

したがって、当審査会としては、本件公文書のうち、本件変更処分後もなお非開示とされている部分の非開示情報該当性について判断することとする。

(2) 本件公文書の内容

本件公文書は、実施機関が、不動産鑑定士から取得した静岡空港整備事業の土地収用の対象地に係る不動産鑑定評価書2通であり、当該対象地の所在、地番、地目、権利者及び鑑定評価額等のほか、取引事例比較法により当該鑑定評価額を

算定するに当たり採用した取引事例地に関する情報が記載されている。

(3) 条例第7条第2号(個人情報)該当性

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

取引事例地に関する情報は、当該地点において実際に取引された事例に関する情報であり、取引当事者個人の財産に関する情報であることから、個人情報として保護すべきものであるといえる。

以下、実施機関が、非開示とした部分が条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

ア 所在地

当該取引事例地の所在地としては市又は町名及び字が記載されており、実施機関は市又は町名のみを開示とし、字を非開示としている。

字を開示すると、他の情報と照合することにより、取引事例地が特定されるおそれがあり、個人識別性があると考えられる。

したがって、所在地のうち字については、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

イ 取引時点(取引時点の年が判明する部分を含む。)及び地積

取引時点及び地積を開示した場合であっても、一般的には、既に関示された情報から取引事例地を特定するには、特別な情報や専門的な知識に基づかなければならないものと考えられる。

しかし、本件においては、本件変更処分により既に関示した部分に、取引事例地を特定しうる交通接近条件(駅、店舗、役所、小中学校、東名までの距離)が含まれていること、また、畑・山林の取引事例であり、該当する市・町内において取引事例としての件数が極めて少ないものであることから、取引時点及び地積を開示すると、所在地を非開示としてもなお、取引事例地の特定が可能となるおそれがあると認められる。

ただし、取引事例地の取引時点は不動産鑑定評価において基準となるものであること、また、取引時点の年を開示しても、取引事例地の特定は著しく困難であると考えられることから、取引時点の年は、開示すべきものであると認められる。

したがって、取引時点及び地積は、取引時点の年を除き条例第7条第2号に該当する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 18 年 12 月 6 日	諮問を受け付けた。	
平成 18 年 12 月 20 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 12 月 21 日	審議、第二部会へ付託	第 192 回
平成 19 年 1 月 16 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 1 月 22 日	第二部会において審議	第 193 回
平成 19 年 2 月 20 日	第二部会において審議 異議申立人の意見陳述を聴取	第 194 回
平成 19 年 3 月 26 日	第二部会において審議	第 195 回
平成 19 年 4 月 23 日	第二部会において審議	第 196 回
平成 19 年 5 月 28 日	第二部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議(答申)	第 197 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 197 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 192 回、第 197 回
小 野 森 男	弁護士	
佐 藤 登 美	社団法人 静岡県看護協会会長	第 192 回～第 197 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 192 回～第 197 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 192 回～第 197 回